2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額	
（略）	（略）	（略）	
前項第五号の業務	（略）	（略）	（略）
	飛行場対空援助業務	空港事務所又は空港出張所	三百四十円
前項第六号の業務		空港事務所	二百四十円
（略）	（略）	（略）	

3　（略）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

(1)　（略）

(2)　被収容者の排せつ物、おう吐物その他の汚物の処理（次号の業務に従事した職員が当該業務の一環として行つたものを除く。）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額	
（略）	（略）	（略）	
前項第五号の業務	（略）	（略）	（略）
	飛行場対空援助業務又は他の飛行場援助業務	空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所	三百四十円
前項第六号の業務		空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所	二百四十円
（略）	（略）	（略）	

3　（略）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

(1)　（略）

(2)　被収容者の排せつ物、おう吐物その他の汚物の処理